

平11. 11. 26
総 39 - 6
基小11 - 6

国 際 的 な 税 制 論 議

目 次

1 有害な税の競争への対応

- 「税の競争」の問題点..... 1
- 有害な税の競争への対処..... 2

2 電子商取引への対応

- 電子商取引と税..... 4
- インターネット電子商取引のイメージ図..... 5
- 「電子商取引：課税の基本的枠組」（OECD租税委員会報告書）の概要..... 6
- 電子商取引を巡る論点とOECDにおける検討..... 7

「税の競争」の問題点

経済のグローバル化
(資本移動の自由化、通信革命等)



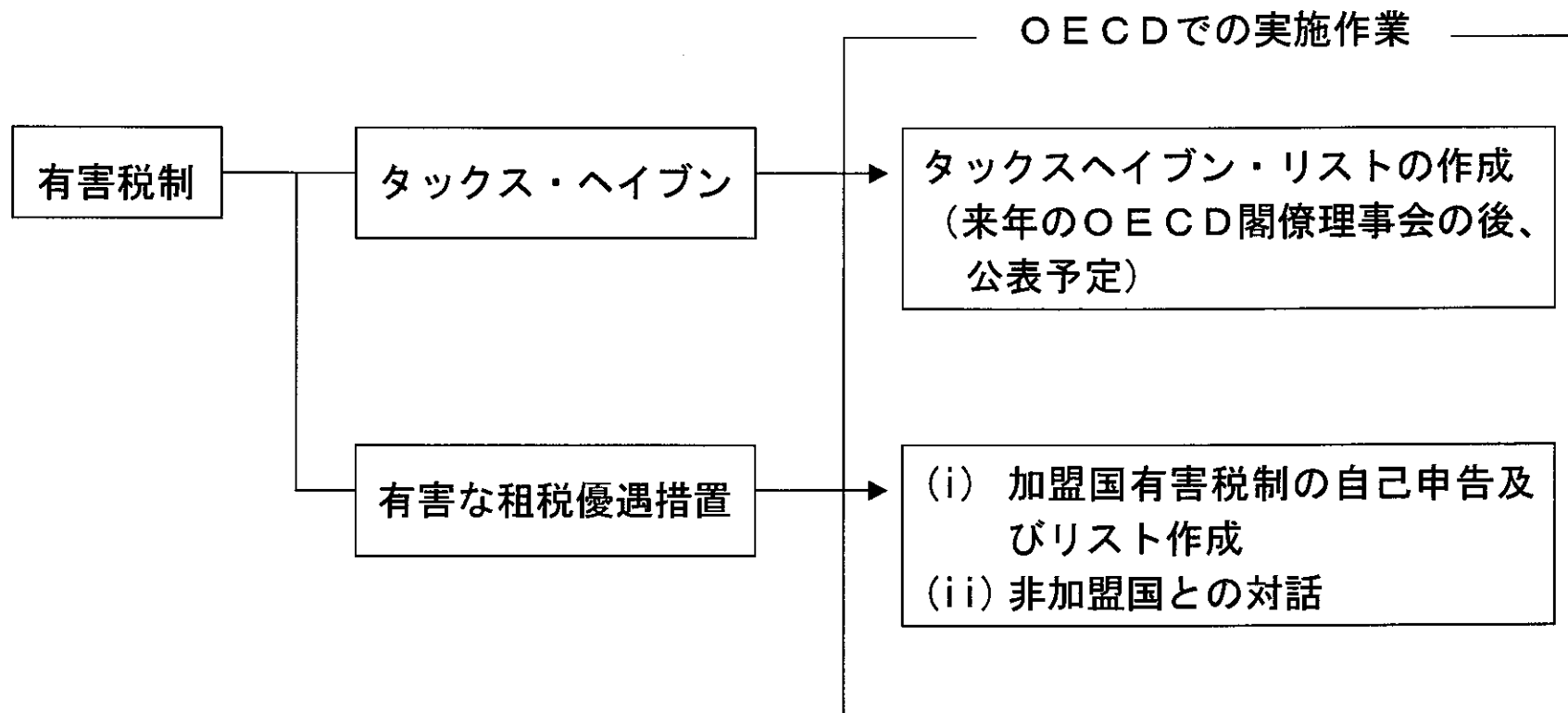
資本誘致のための税の引き下げ競争



- 可動性の低い課税ベース（勤労所得、消費等）の相対的重課
⇒ 税体系の公平性、中立性を損なう
- 課税ベースの侵食（税収の減少）
- 資本移転・経済活動の歪曲

上記の問題意識から、1996年よりOECD租税委員会において「税の競争」プロジェクトが開始され、その結果、1998年4月のOECD閣僚理事会に「有害な税の競争」報告書が提出された。

有害な税の競争への対処



報告書の勧告を具体的 to 実施するため、昨年10月、OECD租税委員会に租税競争フォーラムが設置され、現在検討が行われている。

(備考) OECD1998 年「有害な税の競争」報告書は、有害税制への対応として以下の勧告を行っている。

(i) 国内法上の措置

- ・ タックス・ヘイブン税制の導入・強化
- ・ 海外資料情報制度の導入、等

(ii) 租税条約上の措置

- ・ タックス・ヘイブンとの既存の条約の破棄、新規条約の不締結
- ・ 税当局間の情報交換の強化
- ・ 有害税制の対象となる所得・活動主体に対する租税条約上の恩典付与の制限、等

(iii) OECDガイドライン

- ・ 有害な措置の新規導入の制限
- ・ 既存の有害な措置の縮減・廃止（原則として 2003 年まで）
- ・ 加盟国の有害な措置のリスト作成及び相互レビュー、等

(iv) タックスヘイブン・リストの作成

(v) 非加盟国との対話

電 子 商 取 引 と 税

電子商取引の広がり

- 電子商取引の健全な発展のための環境整備が重要
- 電子商取引の普及が課税ベースの浸食を招いてはならない

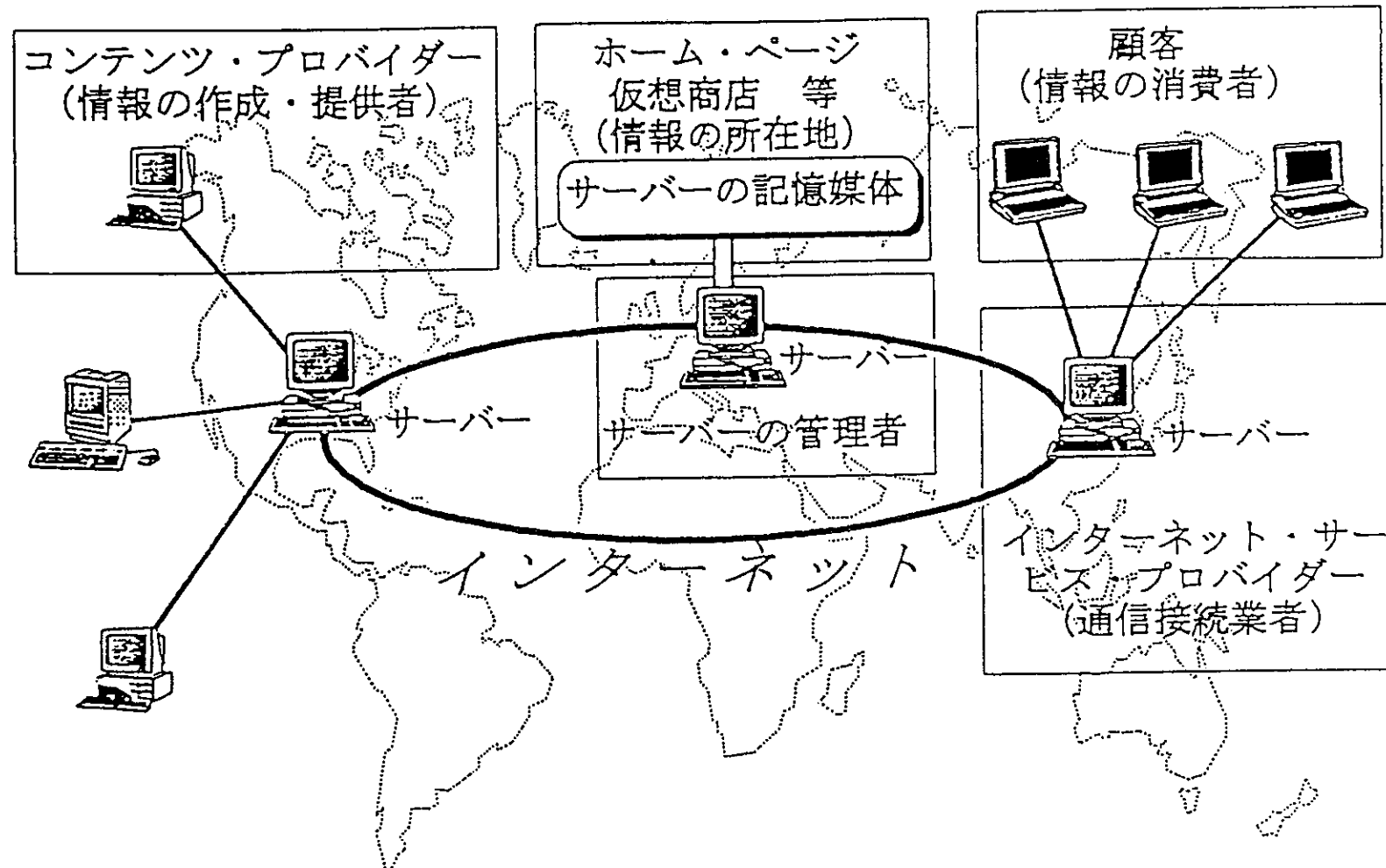
課税面における影響

- 取引の把握の困難化
- 所得の帰属及び分類の判定
- 国境を越える役務の提供と消費課税

国際的な検討の必要性

- 国際的な整合性の確保
- 各国間の協力の推進

インターネット電子商取引のイメージ図



「電子商取引：課税の基本的枠組」(OECD租税委員会報告書)の概要

(1998年10月OECD電子商取引オタワ閣僚級会合に提出)

1. 納税者サービスの機会

電子商取引の技術は、納税者サービスを改善するための機会を提供する。

2. 電子商取引に適用される一般課税原則

- ① 中立・公平・簡素等の伝統的な課税原則は、電子商取引にも適用される。また、納税者及び税当局にとってのコストは最小化されるべきであり、課税ルールは簡潔でわかり易いものであるべきであり、課税制度は経済の変化に柔軟に対応すべきである。
- ② 現段階では、既存の課税ルールがこれらの原則を実現できると考えられる。ただし、新しい措置については、これらの原則の適用の助けとなることを意図しており、電子商取引に対する差別的取扱いを意図するものでない限り、排除されるわけではない。

3. 一般課税原則の適用における問題点と今後の課題

- ① 税当局は、納税者の本人確認と情報アクセスを確保すべきであり、今後、国際的に整合性のある電子署名による本人確認や記録保持、情報アクセスの仕組みについて検討していくべきである。
- ② 税の管理・徴収のための適切なシステムが確保されるべきであり、また、徴収共助の国際的枠組みを発展させるべきである。
- ③ 国境を超える取引に関する消費税は、消費地で課税されるべきであり、今後、消費地の定義や課税方法等についての検討を各国間で行っていくべきである。
- ④ OECDモデル条約や移転価格ガイドラインに規定される国際課税原則の電子商取引への適用方法や執行協力の在り方に関する検討等、国際協力を推進していくべきである。
- ⑤ 税当局としても、電子商取引に関する様々な基準・標準の形成について注目していくとともに、必要に応じて適切に対応していくべきである。

4. オタワ会議以降のプロセス

オタワ会議以降においても、民間との協議を継続するとともにOECD加盟国以外の国々とも接触しつつ、租税委員会における作業計画を進展させる。

電子商取引を巡る論点とOECDにおける検討

OECD租税委員会は、99 年 1 月、電子商取引の課税問題について、民間の実務家や非加盟国政府からの参加者も交えて技術的な検討を行うため、以下の 5 つの技術諮問グループ(TAG)を、関連する作業部会の下に設けた。

各TAGは、2000 年末までに、それぞれの検討分野についての勧告を、関連する作業部会に提出することとなっている。

1. 技術TAG

本人確認や情報アクセス等、電子商取引への税務行政の技術的な対応や、電子技術の活用による税務行政の効率化等を検討

2. データ評価TAG

電子データに係る会計監査手法の税務行政への応用を検討

3. 消費税TAG

クロスボーダーの電子商取引について、消費課税の枠組みをいかに設けるべきかにつき検討

4. 事業所得TAG

事業所得について、OECDモデル条約等をいかに電子商取引に適用しうるかにつき検討

5. 所得分類TAG

特定の電子商取引が、OECDモデル条約上どのような所得に分類されるべきかにつき検討